

## 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和元年6月20日付 31都環公地温第419号理事長決定

(改正) 令和3年3月12日付2都環公地温第2832号理事長決定

(改正) 令和3年11月1日付3都環公地温第1496号決定

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業実施要綱（平成31年3月26日付30環地次第431号。以下「実施要綱」という。）第9条三号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、次条に定める助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第5条の要件を全て満たすものであって、かつ、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 初期費用ゼロサービスの登録の日から令和3年度末までに住宅所有者（助成対象機器を設置する部分が住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の全員の共有に属す

る場合にあっては、当該住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人)と助成対象者との間で初期費用ゼロサービスに係る契約が締結されたもの

- 二 太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が発電容量1キロワット当たり400,000円未満であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、予備又は将来用のものは助成の対象としない。

#### (助成金額)

第5条 助成金の交付額は、実施要綱第6条に規定する額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 交付額の算定に用いる発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のうち、いずれか小さい値とする。
- 3 太陽光発電システムの設置に係る設計費、設備費及び工事費に、自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った額を助成金額の限度額とするものとする。

#### (助成金の交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、初期費用ゼロサービスに係る契約を締結した後、令和4年6月末までのうち公社が別に定める期間内に、助成金交付申請書(第1号様式)その他の別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受理した場合にあっては助成金交付申請受理決定書(第2号様式)により、不受理とする場合にあっては助成金交付申請不受理決定書(第3号様式)により、本交付申請をした助成対象者(以下「助成申請者」という。)にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により受理の通知を受けた助成申請者は、助成対象事業に係る太陽光発電システムを設置した後、設置報告書(第4号様式)その他の別表2に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 4 助成申請者は、助成金交付申請受理決定書を受領した後、合併、分割等により事業者を変更した場合、速やかに助成申請者の変更届出書(第5号様式)を提出しなければならない。この場合において、助成申請者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の助成申請者(以下「変更後助成申請者」という。)に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「助成申請者」とあるのは「変更後助成申請者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

#### (申請の受理期間、受理の停止等)

第7条 社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、社は予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

（助成金の交付決定及び助成金の交付額の確定）

第8条 社は、第6条第3項の設置報告書の提出を受けた後、審査を開始し、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行わなければならない。

2 社は前項において、本助成金の交付を決定した場合にあっては、交付すべき本助成金の交付額の確定を行い、助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）（第6号様式）により、その旨を助成申請者に通知するものとする。

3 社は、前項の決定において、本助成金の不交付を決定した場合にあっては、助成金不交付決定通知書（第7号様式）により、その旨を助成申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 助成事業者は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理すること。

二 社の指定する者が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

三 社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、社の指定する期日までに社に当該資料、情報等を提供すること。

四 助成対象となる太陽光発電システム（以下「助成対象機器」という。）について、本助成金以外に都又は社から交付される補助金等を受給しないこと。

五 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たり、本要綱又は実施要綱その他の法令の規定を遵守すること。

（申請の撤回）

第 10 条 助成申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第 8 条第 2 項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第 8 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第 11 条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成金の支払）

第 12 条 公社は、第 8 条第 2 項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに当該確定に係る助成対象者に対し本助成金を支払うものとする。

（管理、譲渡等の報告等）

第 13 条 助成事業者は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、当該助成事業者は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を執らなければならない。

2 法定耐用年数の期間に助成事業者の氏名、住所等の変更が生じた場合、当該変更が生じた助成事業者は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器所有者氏名等変更届（第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。

3 法定耐用年数の期間に助成対象機器の譲渡等により当該助成対象機器の所有者が変更になった場合、当該譲渡等をした助成事業者及び当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器所有者変更届（第 10 号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、変更後所有者に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

(交付決定の取消し)

第 14 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - 三 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
  - 四 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、第 1 項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第 15 条 公社は、助成事業者に対し、前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

(違約加算金)

第 16 条 公社は、第 14 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により助成事業者が違約加算金を納付した場合においては、前条第 3 項の規定を準用する。この場合において、前条第 3 項中「本助成金を返還したとき」とあるのは「違約加算金を納付したとき」と、「助成金返還報告書（第 11 号様式）」とあるのは、「違約加算金返還報告書」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第 17 条 公社は、助成事業者に対し、第 15 条第 1 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 前項の規定により助成事業者が延滞金を納付した場合においては、第 15 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「本助成金を返還したとき」とあるのは「延滞金を納付したとき」と、「助成金返還報告書（第 11 号様式）」とあるのは、「延滞金返還報告書」と読み替えるものとする。

（助成金等の一時停止等）

第 18 条 公社は、助成事業者に対し、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（処分の制限）

第 19 条 助成事業者は、助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第 12 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。

4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

5 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付され、第 1 項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（第 13 号様式）により、通知するものとする。

(初期費用ゼロサービス契約の変更)

第 20 条 助成事業者は、初期費用ゼロサービス契約の変更をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、当該契約後 5 年の期間を経過した場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、初期費用ゼロサービス契約変更申請書（第 14 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

4 公社は、前項の承認をしたときは、初期費用ゼロサービス契約変更承認通知書（第 15 号様式）により、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

(初期費用ゼロサービス契約解除の制限)

第 21 条 助成事業者は、初期費用ゼロサービス契約の解除をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、当該契約後 5 年の期間を経過した場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、初期費用ゼロサービス契約解除承認申請書（第 16 号様式）を、公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした助成事業者に対し、次に定める方法により算出した額を請求するものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

請求額 = 助成金額 - (助成金額 / 5 年) × 初期費用ゼロサービス契約経過年数

4 公社は、第 1 項の承認及び第 19 条第 1 項の承認を同時にしようとするときは、前項の規定により算出した額又は第 19 条第 3 項の規定により算出した額のうち、いずれか多い額を請求するものとする。

(助成事業の経理)

第 22 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から 6 年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第 23 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は

関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 24 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 25 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第 13 条から第 21 条まで、第 23 条から第 25 条まで及び前項の規定による各手続等については、各条中「公社」とあるのを「都」と読み替えて、当該各条の規定を適用する。

附 則 (令和元年 6 月 20 日付 31 都環公地温第 419 号)

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 12 日付 2 都環公地温第 2832 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 11 月 1 日付 3 都環公地温第 1496 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

別表1 (第6条関係) 交付申請に必要な書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	
2	印鑑証明書(事業プラン登録申請時に使用した代表者印の印鑑証明書)		公社で申請を受付けた時点で取得から3か月以内であること。写しの提出が可能。助成金交付申請書に押印する場合は不要。
3	初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から交付される助成金総額が控除されていること(屋根借りの場合は、契約期間内の屋根の使用料合計額に助成金総額が加算されていること。)が分かる書類又は利用料金計算表		
4	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し		住宅所有者との契約書であること。 ・利用料金の低減等を通じて助成金総額が住宅所有者に還元されていることが分かること(助成金がない場合とある場合の利用料金を併記するなど)。
5	太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が400,000円/kW未満であることを確認できる見積書等		
6	国等の助成金等を受けている場合にあっては、受領した交付決定通知書等の写し		・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請の時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
7	その他公社が必要と認める書類		

別表 2 (第 6 条関係) 設置報告に必要な書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	設置報告書	第4号様式	
2	太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が 400,000 円/kW 未満であることを確認できる領収書等		
3	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し		交付申請時から変更があった場合にのみ提出
4	太陽光発電システムの設置状況を示す写真		
5	太陽光発電システムを設置した建物の全景写真		
6	設置した太陽光パネル及びパワーコンディショナーの型番を示す写真		契約書に型番の記載があれば省略可能
7	その他公社が必要と認める書類		